# 報告書における論点一覧

検討会での議論の効率化のため、各論点の検討方針について、以下のとおり分類してはどうか。

#### 【検討方針】

### 検討会で特に方針を議論いただく重要な論点

※行政不服審査制度の骨格を成す論点に関わる論点であり、制度改善が国・地方公共団体の事務に広範に影響しうることから、本会において重点的に検討するべきもの。

#### 検討会で方針を議論いただく論点

※事務の運用改善で対応可能と考えられる論点であるが、行政不服審査制度全体とのバランスも考慮して議論するべきもの。

#### 事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点

※事務の運用改善で対応可能と考えられる論点、訴訟若しくは他の行政制度との関連で慎重な検討が必要 な論点又は個別制度に関わる論点であって本会では検討しがたいもの。

### 2. 簡易迅速性の確保に関する論点【15】

### 【検討会で特に方針を議論いただく重要な論点】

- ・2.2 標準審理期間の設定(行審法 16条関連)
- ・2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等(行審法 29条3項関連)
- ・2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等(行審法29条4項関連)

#### 【検討会で方針を議論いただく論点】

- ・2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示(行審法23条関連)
- ・2.5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等(行審法24条関連)
- ・2.11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合(行審法39条関連)

#### 【事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点】

- ・2.1 審理員の指名の迅速化(行審法9条関連)
- ・2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示(行審法 18 条関連)
- ・2.8 口頭意見陳述の機会の付与の例外(行審法31条関連)※分権提案
- ・2.9 口頭意見陳述における代理人の出席制限(行審法 31 条関連)
- ・2.10 ロ頭意見陳述における申立人の陳述の制限(行審法31条4項関連)
- ・2.12 弁明書等が提出されない場合の請求の認容(行審法 41 条 2 項関連)
- ・2.13 地方議会や審議会等への諮問の是非(行審法 43条1項1号関連)
- ・2.14 審理員意見書の送付時期(行審法43条3項関連)
- 2.15 裁決の時期(行審法 44 条関連)

#### 3. 公正性の向上に関する論点【12】

### 【検討会で特に方針を議論いただく重要な論点】

- 3.4 審理員による争点整理等(行審法37条関連)
- ・3.5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写(行審法38、78条関連)※附帯決議事項
- ・3.7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化(行審法 42、50、79 条関連)

### 【検討会で方針を議論いただく論点】

- 3.2 調査結果の書面化の義務付け等(行審法33-36、74条関連)
- ・3.6 職権による提出書類等の交付(行審法38、78条関連)※附帯決議事項
- ・3.10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等(行審法 78条関連)
- 3.11 裁決の公表の義務付け等(行審法85条関連)

### 【事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点】

- 3.1 審査庁の調査権限(審査庁関係)
- ・3.3 第三者に対する物件提出等の義務付け(行審法33、74条関連)
- ・3.8 裁決書の審査会への送付(行審法51条関連)
- 3.9 審査会の調査対象に処分庁を明記(行審法 74 条関連)
- ・3.12 審査庁に対する事案に関する情報提供の義務付け等(処分庁関連)

# 4. 国民の利便性の向上に関する論点 【7】

#### 【検討会で方針を議論いただく論点】

4.3 執行停止に関する手続の整備等(行審法25、82条関連)

## 【事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点】

- ・4.1 審査請求期間の更なる延長(行審法 18条関連)
- 4.2 オンラインによる審査請求(行審法 19条関連)
- ・4.4 オンラインによる口頭意見陳述の促進(行審法31条関連)
- ・4.5 不服申立てに関する教示の徹底(行審法82条関連)
- ・4.6 個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供(行審法84条関連)
- ・4.7 審査請求人に対する士業団体等の紹介(行審法84条関連)

### 5. その他の論点【14】

# 【検討会で特に方針を議論いただく重要な論点】

- ・5.9 データベースの充実化(体制整備関連)※分権提案
- ・5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)※附帯決議事項

### 【検討会で方針を議論いただく論点】

- ・5.1 非開示情報の閲覧・謄写(行審法38条関連)
- ・5.4 義務付け裁決の在り方(行審法46条2項関連)
- ・5 5 裁決書の個人情報等の秘匿(行審法51条関連)※分権提案
- ・5.6 答申の対象(行審法 79 条関連)
- ・5.11 審査会・審理員事務の委託等の促進(体制整備関連)※附帯決議事項
- ・5.12 制度の国民への周知※附帯決議事項

#### 【事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点】

- ・5.2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否(行審法 43条1項関連)
- ・5.3 全部認容相当や却下相当の場合の諮問の可否(行審法 43条1項関連)
- ・5.7 審査会に提出された書類等の審査庁への送付(行審法 79 条関連)
- ・5.8 付言への応答義務(行政の適正な運用の確保関連)
- ・5.13 審査請求先に関する特則の導入
- ・5.14 不当性審査の在り方